

## 3

## 紀の海クリーンセンターへの自己搬入

家庭から出るごみと事業所ごみ（事業系一般廃棄物に限る。）は、排出者自身が、直接紀の海クリーンセンターへ搬入することができます。

**受 入 日** 月曜日～土曜日（ただし、1月1日～3日は不可）

**受入時間** 午前9時～午後4時

**処理手数料** 搬入したごみの重量により処理手数料が必要になります。

**家庭ごみ**……10kgあたり50円

**事業所ごみ**……10kgあたり100円

※処理手数料は、紀の海クリーンセンターで納付してください。

※10kg未満の場合は10kgとみなします。

### 自己搬入時のお願い

- 搬入許可申請は、紀の海クリーンセンターで搬入時にお願いします。（役場では申請できません。）
- トラックなどで搬入する場合、飛散防止措置として、ホロやシートを被せるなどしてください。
- 剪定枝など草木類は、長さ1.5m以下、一本の直径20cm以内のものに限ります。
- 一辺が2.5m以上の大型ごみは、搬入できません。
- 事業所ごみは、事業系一般廃棄物に分類されるものに限ります。  
**産業廃棄物は搬入できません。**
- 指定ごみ袋や粗大ごみ切符を使う必要はありませんが、分類ごとに分別してください。

